

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十二号

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の注に次の一項を加える。

7 当該港湾施設が所在する市町村に対して国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付することとなる場合には、この表に定める額とは別に、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならない。

別表第二の二の表の注に次の一項を加える。

7 当該港湾施設が所在する市町村に対して市町村交付金を交付することとなる場合には、この表に定める額とは別に、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、令和八年四月一日以後に市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合について適用する。